

愛知県において節減対象農薬の使用回数から除外される農薬一覧

1 「有機農産物 JAS 規格」で使用が認められている農薬

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正(平成 19 年 3 月 23 日)により、「有機農産物 JAS 規格」で使用が認められている農薬は、節減対象農薬の使用回数から除外されるものと定められました。

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルバメクチン乳剤	
ミルバメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
次亜塩素酸水	

(注)有機農産物の日本農林規格(最終改正 令和 4 年 9 月 22 日農林水産省告示第 1473 号)の別表 2

2 農薬メーカー等から「化学合成でない」との回答を得て、県が認めた農薬

農 薬	主な商品名
ポリオキシシン剤	ポリオキシシン A L 水溶剤、ポリオキシシン A L 水和剤、ポリオキシシン A L 乳剤
カスガマイシン一塩酸塩剤	カスミン粒剤、カスミン液剤
バリダマイシン剤	バリダシン液剤 5、バリダシン粉剤 D L

※ 1 平成 29 年 11 月 7 日現在で、メーカー等の確認がとれたもの。

※ 2 上記にあっても化学合成農薬と判明した農薬は使用回数に含める。また、上記以外で、化学合成ではないことが判明した農薬は、順次、使用回数に含めないものとして認めていく。